

水戸家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

1 開催日時 令和3年11月18日（木）午後3時から午後4時45分まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

有馬直美、大瀧真砂子、大谷恭久、大津辰夫、長田佳世、神谷雄一郎、小林正典、五來雄二、蔀孝二、柴田敦、住友隆行、幅昌子、原道子、森田冴子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 中儀昌宏、首席書記官 江寄円、次席書記官 茅根豊、事務局長 田中美香、事務局次長 植木佳恵、総務課長 立花好教

4 議事（本日のテーマ「家事調停委員にふさわしい人材を確保するための方策について」）

(1) 水戸家庭裁判所委員会（第36回）のフィードバック

(2) 裁判所からの説明

家事調停委員にふさわしい人材を確保するための方策について説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長、○委員、△裁判所側の説明者)

■ 本日は、どのような方に調停委員になってほしいかということについて御意見を伺います。ただ、一つ説明を要すると思うのは、例えば遺産分割や財産分与等の事件において、不動産の評価が必要なときに必ず不動産鑑定士の方が調停委員になるかということ、そうではないわけです。不動産鑑定士が調停委員でない事件において不動産の評価が問題になったときに不動産鑑定士が調停委員のグループの中にと、その方に三人目の調停委員として入っていただく方法と、一回だけ専門性をもってその調停に参加していただくという方法がございます。そうしますと、こういう方が調停委員にほしいというときに、最初から最後まで関わる人としてこういう人がほしいということと、こういう専門的なものを持っている人がワンポイントで入っていただけると、なお調停がうまくいくという場合とがございますので、そこが二通りあるということを前提に、こんな方が調停委員としていていただけるといいと思います、というところをお伺いしようかと思います。

手始めに、どちらかという利用者立場にある弁護士の方からお伺いしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

○ 調停委員に対する不満としてたまに聞く話からさせていただくと、相手の味方ばかりするという話ですとか、特定の価値観を押し付けるというものがあります。具体的には、女性の方からの不満が多いのですけれども、女性は我慢しなさいとか、早く結婚した方がいいよとか、早く子どもを産んだ方がいいよとか、そういった、少し男女差別的な発言をされて困ると弁護士の所に来る方もいらっしゃいます。もちろん大多数の方はそうでは

ないと思いますが、そういう個人的な価値観を押し付けるというのはよろしくないと思っているので、公平中立な立場でやっていただくというのがとても望まれるのかなと思っています。そうすると、公平中立な立場でお話をする方がふさわしいと思います。先ほど男女の構成比には結構気を付けていらっしゃるというお話が出ましたが、年齢の構成を見たときに、やはり60代以上が7割以上になるとと思いますので、理想を言えば40代、50代という方も、もう少しほしいと思います。やはり、特に日本の家庭の価値観でいうと、専業主婦が多かった60代以上の人と現在の共働きが多い世代とで開きがあると思います。

■ ありがとうございます。要望を先にお伺いしようと思いますので、○委員お願いします。

○ 私は、○先生とほぼ同じような話になってくるんですけども、離婚の関係ですとやはり60代とか70代の方と、離婚調停を利用することが多い40代あるいは30代くらいの方との価値観が結構違ってきます。そこで以前の価値観で、昔ながらの女性が我慢するんだ、あるいは男性は一家を支えるんだとかそういった偏った価値観でやられると、利用者の方からはこちらの話を余り聞いてくれなかったというような感想が出てくることが多いのかなと思っています。あと、皆さん立派な方が調停委員になられていますから当然お分かりだとは思いますが、調停の当事者の方はいろいろな方がいらっしゃいますので、世の中にはいろいろな人がいるなど、その辺のことが実感としてお持ちになられている方に調停委員になってほしいなというようなことも思います。

■ ありがとうございます。男女差別的な価値観の押し付けは、私も昔は感じたことがありますが、今なおあるという理解でよろしいですか。

○ ここ5年以内の話です。

■ 調停委員をされている方には、価値観を押し付けないようにとか上から

目線で話さないようにということが強調されて、傾聴第一にということが強く言われて何年かたっています。しかし、最近余りにも傾聴、傾聴で、調停の期間が長期化しているので、途中で適切に切り上げる方法も考えましょうというのが今年のテーマになっています。けれども、大元の個人の価値観を押し付けないということがまだ浸透していないということでしょうか。調停委員は二人組のうち、もう一人のことを「相調」といいます。今日は調停委員のお二方にも来ていただいていますけれども、いろいろな相調の方と一緒にお仕事されるときに、それほど浸透していないのではと思うことは今でもありますか。

- 基本的に調停委員は男女で組みますので、他の女性の方がどうなのかというのは分からないので、組んだ男性の方がどうなのかという感想になりますけれども、おっしゃられているような役割分担的な発言が全くないかと言えば、ちょっと、「えっ」と私も思うことがないわけではありません。それはやはり、世代の問題やその方の家族構成に基づく価値観の影響できっとそういうことになっているのかなと思います。

■ ○委員どうですか。

- 私は調停委員として今年で13年目なのですが、当初入った頃はびっくりするようなことを言われた男性調停委員がいました。でも、〇〇支部に関しては、相調になった男性委員というのはものすごくトレーニングされていると思いますので、私が「えっ」と思うようなことは最近はないです。

■ 最近急速に改善しているつもりではあるけれども、まだ、公平公正というところで、不十分な方がいらっしゃるので、可能な限り公平公正にできる方を採用した方がいいし、その後の研修等でもこのテーマを重々扱うべきということですよ。

もう少しどういう方に調停委員になってほしいか、ということをお伺いした後に、裁判所としても40代、50代の女性をどうやって探したら応

募してもらえるのかというところは今日お伺いしたいところでもあるので、御意見を伺いたいと思います。

皆さんにお伺いする前に、担当している書記官に聞いたところ、外国語ができる人がいいとか、計算ができる人がいい、金融機関の方とか戸籍関係が分かる方とか、養育費等の算定表を自分で計算できるだけの力はあってほしいとか、そういうような指摘がありました。また、例えば住宅ローンがあるとたちまち夫婦関係調整調停事件は長期化するのですが、そういうときにどのようにしたらいいのかというノウハウを持っている方が欲しいとか、対話の技術に優れている方でという話もありました。そこで、まず公認心理師を確保するというところで、先ほどのチラシを公認心理師協会の方にお持ちしたところ、全会員にそのチラシを配布してくださって、その中から応募があったというのがこの10月、11月のことになります。

こういう方が欲しいから、そのような方がいそうな所に推薦依頼をするとか、チラシを持って行って配布していただくとかして、何とか探していこうというところですが、ただ、元々公募なんです。公募なんです、どの程度、どちらに向けて、公募していますよというアナウンスをするかというところで戦略的なところがございます。一方で全くそういうこととは無関係に、若い頃やろうと思ったけれど子どもも小さかったし、とふと思い立って、御自分から裁判所に連絡をして、試験を受けてという方もいらっしゃいます。しかし、そういう方はたまにしかお目見えにならないので、そういう方がいるだろう所に、こういうことをやっていますよ、選考のための書類はこれですよというようなことを案内するのに、どこがよろしいのか、どこへ持っていくのかというアイデアを出していただけたらと思っております。やはり30代、40代の女性の確保はすごく難しいです。先ほどの話で、実際にあった例の中では、お医者さんの配偶者というのがありました。30代、40代、50代の女性を探すのに、子どもさんが小

さいとなかなか調停委員を、というわけにはいかないものですから、子どもさんが大きくなったら、女性で調停委員にふさわしい方を探すにはどうしたらいいか。女性に限らないですが、○委員どうですか。

- 今このチラシを見させていただいて、自分がこれを見たときに応募できるかという、どういうことをやっているか想像がつかない。もちろん一枚の中に盛っていくのは結構難しいと思いますが、例えば実際にやっている人の声とか、そういうのがあったりするとちょっと分かりやすかったりとか、今よくあるQRコードでもっと説明しているところに誘導するような、そういうことがあればいいのになと思いついて見ました。

40代の女性という意味では私の身近なところでいうと、看護師とかは働きながらいろいろやっていて、昼間や平日が割と時間をとれるような職業だと思います。なおかつ、いろいろな家庭を見ていて、それから患者さんとのコミュニケーションをとらなくてはいけないという意味では、元々そういうことを訓練されています。皆さん忙しいので、行ったからといって応募してくれるのかは分かりませんが、具体的にこんなことをやっているんですよというようなことを、例えば看護協会とか、そういう所に話をさせていただくと、もしかしたら少し糸口があるんじゃないかなと今思いついて聞いていました。

- ありがとうございます。チラシを作成するのに、まず目を引いて手を伸ばしてもらわなければならないのですが、その先として、もうちょっと具体的イメージが沸くような工夫がほしいと、そういうことですよ。

次に、○委員は教育庁所属ですか。調停委員には元教員の方が多いのですが、結果として茨城県では女性が少ないです。できたら女性の元教員の方にも応募していただけたらと思うのですが、そういうときにどちらにお話を持って行ったらよろしいでしょうか。

- 教員が退職して、再任用という形で現在は65歳まで可能になっており

ます。学校現場で再任用となる教員の方、あとは、例えば私がいるような県の教育委員会ですとかという所の事務局として再任用になる方、双方がいらっしゃいます。チラシを拝見いたしました、はっきり申し上げると、細かいところが分からないというのが正直なところでございます。先ほどの条件ですとか、手当の関係ですとか、そういったところが余り公表されていないというようなところと、あとは、非常勤と書かれていますが、週2回程という話もありましたけれども、期間の不安定さみたいなのところに関して、それがいいという方とそうでないという方とやはりいらっしゃると思います。実際にPRするとすれば、県の事務所、県の教育委員会の事務局、私がいる所の総務関係のセクションですとか、総務課というのもございますけれどもそういった所ですとか、あとは地域ごとに、教育事務所という出先機関がございます。こういったところでも、教育関係の事務手続きを行っております。各市町村に教育委員会がございますので、例えば龍ヶ崎、下妻、麻生のような、調停委員が非常に少ないようなところに関しましては、その教育委員会の事務局がございますので、各市町村の教育委員会事務局等にPRをするというのも一つの方法ではないかなと思われれます。先ほどから対話術の関係で公認心理師という話が出ていますが、我々の方としましては、スクールカウンセラーという呼び方で、児童・生徒とのやり取り、場合によっては保護者とのやり取りをソーシャルワーカー、社会福祉士等の資格者になると思うのですが、そういった方々にパートタイムというような形でお仕事をお願いしている形になります。そういった方々はそのほかにどれだけのお仕事をお持ちかというのでも違ってくるかとは思いますが、40代、50代の女性の方も相当数いらっしゃると思われれますので、そういった方々のパートとパートの間にさらにパートという考え方で対応いただくことは、子どもに関する調停が二番目に多いというのを拝見したところからすると、対保護者、対家庭、あとは福祉

関係とかとのやり取りの経験値というのはいいんじゃないかなと感じてはいるところでございます。

■ ありがとうございます。常陽銀行にはチラシをお持ちして、応募の要綱を受け取りに来た方まではいらっしゃったんですけど、今回応募はなかったのですが、ぜひ数字に強い方や計算をいとわない方、あと融資の関係で人を見る経験がある方とか、そういうことを期待して銀行の推薦をお願いしたいと思っていたところなのですが、いかがでしょうか。

○ 先ほど来、専門的知識ということで、ファイナンシャルプランナーとかそういったスキルをいかすというのは意味があるのかなと思っています。ただ、先ほどからお話に出ているように40代、50代とか30代、若い世代の参加ということに関して言うと、かなり現時点では無理があると思います。要は民間企業ですから、特に30代、40代は一番仕事の中心的世代で、そういったふさわしい人員を出すというのが経営の立場からしても、もしも、どうしても人を出さざるを得ないとなってしまうたら、やはり業務の中心から外れた人を出してしまうという傾向は否めないと思います。それも背景として、やはりどうしても認知度が余りにも低すぎて、例えば裁判員制度のようにかなり認識が上がって、この調停委員というのが社会全体の中での社会貢献度が極めて高い役割なんだとか、そういった一定の評価が得られるようなアピール、これがないと積極的にそこに参加をさせるという動きにはなかなかならないんじゃないかなと思います。

■ ありがとうございます。あと保護司の関係で給源確保ということで○委員いかがですか。

○ 保護司の人員も右肩下がりで、あと5年もすると2割も3割も辞めていってしまって、その欠員をどうするか、保護司制度がにっちもさっちもいなくなってしまうというような状況です。茨城県は19地区の保護司会に分かれているのですが、県の方や、それから青年会議所であるとかそう

いうところへ、水戸の保護観察所の所長、課長、それから県の保護司連合会の会長等が保護司に御協力いただけませんかというようなことを行った結果、一つの例を言えば、茨城県庁からは40人ほどが会ってもいい、話を聞いてもいいというような方が出てくださったんです。それで、12月4日の土曜日に11名程がインターンシップで実際水戸の城南病院のすぐ南側に水戸地区の更生保護サポートセンター、私どもの拠点となるところがあるわけですけれども、そこに来ていただいて、現場の保護司が、保護司ってこういうことやっていますよと、そういう風なことをやります。その中でどれだけ保護司になってくれるかということは未知数ですけれどもその他の組織でも希望者がいると聞いておりますので、順調な部分もあるのかなと思います。ただ、私どものところに、はっきり県の方も含めて言われたことは、40代、50代は土曜日曜等の研修や話し合い等はいいですけれども、平日についてはなるべく勘弁をしてほしいというようなことは、はっきり言われているのが現状だというようなことです。

■ ありがとうございます。先ほど触れた、外国語ができる方をといった点について、外国人が当事者になっているときだけなのでそう頻繁にということではないのですけれども、そういう方が調停委員のグループの中にいらっしゃればいいなと思うものの、どのようにしたらその外国語ができる方を選考させていただくことができるかということを考えているのですけど、どなたかそういうことだったらどこに打診すると道が拓けるかもしれないということを御存じの方はいらっしゃいますか。検察庁は通訳をどうやって探しているのですか。

○ 検察庁においては、通訳人の名簿を持っておりまして、要通訳事件が出た場合にはその名簿に基づいて通訳人を依頼するというのが普通です。ただ、希少言語ですと、水戸、茨城県にはいなくて東京から来ていただくこともたまにあります。

■ 名簿はどうやって作るのですか。

○ これまでの実績とかというところで、蓄積によって作っていると思っております。

■ あと、御発言をまだお願いしていない○委員お願いします。

○ 社会福祉士の団体についてですけれども、おそらく民間、本当の一般民間企業について○委員の話もありましたけれど、けっこうきつい。さっき忙しさはどうなんだと気になって質問したのもそういうことで、やはり働き盛りの年齢だとすると、非常に拘束されるので、これは、もっとこの制度が認知されて、企業として遠慮なく送り出すということが可能であれば、例えば裁判員制度はそこまで行っているかもしれませんが、まだおそらくこの調停委員に対してはそこまで認知されていないので、企業側はそんなに心地よく送り出すことはできないだろうと思いますので、なかなかそこには高い壁があると思います。とすると、やはり公務員的要素がある団体の方が、比較的今の段階では動きやすいのかなと、かつ、ボランティア精神とか、あるいは人の話はきちんと聞けるということである、社会福祉協議会とかですね、そういうところに声を掛けるのも一つの方法じゃないかなと思います。そこには、例えば社会福祉士会の組織が所属していたりとか、精神保健福祉士の団体が入っていたりという可能性もあります。あとは、社会福祉協議会は地域的にも裾野が広いと思うんですね、地域の社協もありますので声の掛け方によっては幅広く掛かるかなという気はします。今何となく感じるのはその辺にもう少し掘り下げていくと何か手立てがあるのかなという気はいたします。

■ ありがとうございます。夢は40代、50代ですけれども、結局やむを得ず65歳超えてからじゃないと応募がないということが多くあるものですから、ただその65歳を超えてもという方がそれ程たくさんいらっしゃる訳でもないので、どうやって人数を確保するか、そもそも人数が足り

ないという地区もあるものですから、60代後半でもどうでしょうかという方がいらっしゃったらそれは積極的に声を掛けていただければと思っています。

○委員はいかがですか。

- 先ほどからお話を伺っていて、私なりに今までの論点を整理してみたのですが、従来は職場の後輩とか知人の紹介が応募のルートとなっていたものが、安心感もある反面、多様な経験を持っている方とか専門分野の受け入れが少し欠けている部分があるというお話があって、どうしてもやはり専門的な分野の受け入れの方の話が皆さんいろいろなお考えお持ちと思うのですが、もう一つの論点、多様な経験ということを見ると、これは本当に、何をもって多様とするかという具体性がない、抽象的な言葉ではあります。公募が原則ということですから、民間企業で採用する場合というのを考えてみると、まず会社説明会といったものを開き、インターンシップを開いて、その後採用活動ということになると思いますので、調停委員に仮に当てはめるとすると、調停委員の業務内容について分かりやすく周知するということが当たり前ですけど本当に不可欠だと思っています。その際、制度の解説だけでなく調停委員の立ち位置とか役割を、先ほどそういった御指摘がありましたけれども、明確にイメージできるようにするような機会を持つことが重要なんじゃないかなと思っています。それをもう少し具体的に言うと、調停委員の体験談というのは思いつくと思うんですけども、これは当事者もいることですし、プライバシーや個人情報があって難しいとは思いますが、調停によって問題解決に至った人の話を外に出せる範囲で構わないと思うので、やはり調停をする方と受けの方という相互立場があるので、双方の話とかをもう少し情報を発信できるような一般向けの例えばセミナーとか、あるいはもっと言えばこの時代ですからSNSの活用とかそういったものも考えてもいいのではないかと

など私は思います。それで、例えば調停委員の活動を体験してもらおうというか、模擬調停といったものを開催してみてもいいのではないかなと考えます。調停委員の業務内容とかが、広く世間一般に今まで以上に知られることで、それに関心をもって応募する方も増えていくと思いますので、やはり理解してもらって、理想的なのはやってみたいという人が自ら手を挙げられるような環境作りというのはすごく大事なのかなと思います。先ほど若い世代、現役世代の調停委員の話題が出ていますが、それに対しても負担軽減というのは当然のことなので、担当案件を減らしたり、あるいは調停時間を短くしたりというような工夫もできたらいいのではないかなと考えております。ただ、当たり前なんですけれども結果が出るまでには相当時間が掛かるので、急にということは到底ないと思いますので、気の長い地道な取組がやはり重要なのかなと考えております。それと、実は今拝見して、この最高裁が作った「明日の調停を築く」というパンフレットは非常によく分かって、具体的にできているなと思ひまして、こういったものを、もし調停委員になる方とか当事者じゃなくて、もちろん予算の都合とかもあるんでしょうけれども、例えばそのロビーとかに皆さんに見ていただけるように置くという、そういう活動も実は結構大事なのかなと思ったりもしました。

■ はい、ありがとうございます。時間が来てしまいましたのであとどなたか、○委員をお願いします。

○ 外国語ができる方ということで、実現できるかという問題は別といたしまして、各地区に国際交流協会というのがあるんですけども、そこに例えば調停委員になってもらうかどうかは別として、通訳だけお願いするとか、あと各市町村の教育委員会にも外国語ができる職員が各小学校とかにいるので、そういう方に協力いただくとか、外国語という点ではいいのかなと思ひました。それと私民事の調停委員と保護司をやっていますけど、

私が調停委員になったきっかけというのは調停委員をされている弁護士からお願いされたんですね。その弁護士は実はロータリークラブの関係で、私もロータリークラブに入っていますが、その方も入ってしまして、年齢的にはちょっと上になってしましますが、ロータリークラブとかライオンズクラブとか、そういう所をお願いするとか、あるいはぐっと年齢層が下がってしましますが先ほどちょっと出ましたが、青年会議所だと30代男女からおりますので、少し下がってしまうんですがそういう所をお願いをするとかいう形にするといいのかなと思います。あと僧侶は保護司が多いですけど、土日祝日関係なくお時間がある方がいらっしゃいますので、寺院の団体なんかに協力をお願いするとかっていうことも一つの策なのかなと思いました。

■ ありがとうございます。○委員お願いします。

○ 私の方からは、この前の家裁委員会でもNPOの話をしたんですけど、外国籍の方がやっているNPOとかもありますし、子ども食堂とか、そういう所は若い方が結構一生懸命頑張っている所もあるので、そういう所にメッセージをあげるというのもいいんじゃないかなと思います。

■ ありがとうございます。皆さんに一つお知らせしたいことがございまして、来年、調停制度100周年になります。100周年ということ自体がまずアナウンスの対象になりまして、最高裁ではポスターを来年の4月に作るということですし、当庁では標語を作ったりしています。100周年なんですよというアピールをすることで、直接調停委員の選任にはつながらないんですけども、いきなり調停委員になりませんかということではなくて、まずこの世の中に調停制度というのがあるって、100年もやっているんですよというアピールから徐々に階段を上るようにやっていくというような考えをもっております。皆さんのところにもポスターを貼れる方には貼っていただいて、あちらこちらに調停制度100周年が来たん

だ、みたいな感じで見てもらえれば嬉しいなという風に思っています。この取組はずっとしていかなければならないことなので、そうやって歩みを進めていただきたいと思います。今日たくさん宿題をいただき、取り掛かりをいただいたので、それを生かして調停制度をより充実させるために努力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上